

2023年度豊岡市中小企業融資

設備資金、運転資金に活用ください

□□□□□□

融 資 条 件

□□□□□□

資 金 名	短期融資	長期融資		長期融資 (新型コロナウイルス対策)
受付期間	2023年4月1日融資申込受付分から2024年3月31日融資実行分まで (兵庫県信用保証協会(以下「保証協会」という。)受付日も、2024年3月31日が期限となります。)			
融資限度額	短期・長期・長期(新型コロナウイルス対策)あわせて1企業2,000万円まで (既に市制度融資の借入がある方は、2,000万円との差額分となります。)			
融資利率	年1.4%	年1.6% (豊岡市環境経済認定事業は 年1.5%)	年1.7% (豊岡市環境経済認定事業は 年1.5%)	年0.7%
融資期間	1年以内	1年超5年以内 (1年以内据置可)	5年超10年以内 (1年以内据置可)	1年超10年以内 (3年以内据置可)
融資対象者	市税を滞納していない中小企業者、組合、NPO法人等で、 下記①～③のいずれかに該当する方。 ただし、保証協会の保証を利用する場合は、下記①に該当する 方に限る。 ① 市内に1年以上主たる事業所を有し、同一事業を引き続き 1年以上営んでいる方 ② 市内に1年以上居住し、市内に主たる事業所を有する方 ③ 市内に1年以上居住し、市内に主たる事業所を開設しようとする方		市税を滞納していない中小企業者、組合、NPO法人等で、 左欄①に該当し(注)、セーフティネット保証4号認定に基づく保証承諾を受けることができる方。 ※(注) ①に該当しない場合は、下記問合せ先にご相談ください。	
資金用途	設備資金及び 運転資金	設備資金及び運転資金 (環境経済認定事業は設備資金のみ)		設備資金及び 運転資金
※借換資金としての利用はできません。				
返済方法	一括返済又は 分割返済	分割返済		分割返済
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。			
信用保証	取扱金融機関が必要と認めるときは、保証協会の保証を付するものとし、保証期間は10年以内、保証条件は保証協会の定めるところによる。保証料は、借受人の負担とする。		保証協会の保証を付するものとし、保証期間は10年以内、保証条件は保証協会の定めるところによる。保証料は、借受人の負担とする。	
担保	無担保とする。ただし、取扱金融機関又は保証協会が必要と認めるときは、担保を徴することができる。			
保証人	取扱金融機関が必要と認めるときは、取扱金融機関が適当と認める連帯保証人を1名以上(法人の場合は、代表者を含む。)必要とする。また、保証協会の保証を受ける場合は、保証協会の定めるところによる。		保証協会の定めるところによる。	
取扱金融機関及び申込先	但馬銀行、みなと銀行、山陰合同銀行、但馬信用金庫、たじま農業協同組合、兵庫県信用組合			
申込みに必要な書類	① 融資申込書 ② 市税に滞納がない旨の証明書 ③ 豊岡市環境経済事業認定書の写し(豊岡市環境経済認定事業のみ) ④ 融資対象者欄の①～③のいずれかに該当する方であることが分かる書類(登記事項証明書、住民票等)		① 融資申込書 ② 市税に滞納がない旨の証明書 ③ 融資対象者欄の①に該当する方であることが分かる書類(セーフティネット保証4号認定書等)	
問合せ先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市環境経済課 TEL 23-4480			